

# 令和元年度都心エネルギーアクションプラン関連プロジェクト調整業務

## 公募型企画競争 提案説明書

この要領は、札幌市が実施する「令和元年度都心エネルギーアクションプラン関連プロジェクト調整業務」の委託の相手方を選定するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。当該プロポーザルについては、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達事務の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

### 1 業務名

令和元年度都心エネルギーアクションプラン関連プロジェクト調整業務

### 2 背景及び目的

都心まちづくり推進室では、2050年に向けた都心の低炭素で持続可能なまちづくりのビジョンと戦略を示す「都心エネルギーマスタープラン（以下、『マスタープラン』と言う。）」を2018年3月に策定した。現在は、マスタープランで設定した3つの取組方針を7つのプロジェクトとして具体化し、取組内容と達成指標、実施手順、関係者の役割分担などを明確化する中期的な実施計画である「都心エネルギーアクションプラン（以下、『アクションプラン』と言う。）」の策定手続きを進めているところであり、今後は、パブリックコメントの実施やフォーラムの開催を通じた市民意見の反映を経て、アクションプランを2019年12月に策定する予定である。

アクションプランの策定後は、都心の民間開発や都市基盤整備などと連携しながら、プロジェクトを速やかに展開していく。それに向け、これまで協議を続けてきたエネルギー事業者やビル事業者に加えて、各プロジェクトに関わる新たな関係者の参画を募り、取組の実施に向けた詳細な検討と調整を進めていく。

本業務は、アクションプランで設定する7つのプロジェクトの実施に向けた検討や関係者との調整を支援することを目的として実施するものである。

※7つのプロジェクトは、「都心エネルギープラン発信」、「低炭素で強靱な熱利用」、「低炭素で強靱な電力利用」、「スマートエリア防災」、「快適・健康まちづくり」、「都市開発の誘導・調整」、「交流・イノベーション」で構成される。

### 3 業務概要

(1) 熱供給事業に関する検討・調整業務

札幌駅前通における冷水・温水導管ネットワーク幹線の整備に向け、関係者ととも  
にこれまで検討を進めてきた整備費や事業収支をより精査し、事業計画(案)を作成す  
る。

(2) 地域新電力事業に関する調査・検討業務

都心の低炭素化に向けた地域新電力事業について、先進事例を調査するとともに、  
電源構成、供給対象、事業収支、事業スキームなどについて関係者と検討を進め、事  
業計画の素案を作成する。

(3) 都市開発誘導推進制度に関する検討業務

事前協議制度、運用実績報告制度、公表・表彰制度、トップレベルへの支援策から  
なる(仮称)低炭素で持続可能な都市開発誘導推進制度について、これまでの検討を  
基に一連の制度の素案を作成する。

(4) その他のプロジェクトの検討・調整業務

「都心エネルギープラン発信」、「スマートエリア防災」、「快適・健康まちづくり」、  
「交流・イノベーション」のプロジェクトの実施に向けた検討、関係者との調整を行  
う。

(5) 都心エネルギープラン検討会議の運営支援業務

有識者、エネルギー事業者、ビル事業者の代表等で構成する「都心エネルギープラ  
ン検討会議」の企画・運営・議事録作成等を行う(2回程度の開催を想定)。

(6) 都心の低炭素で持続可能なまちづくりに関するフォーラムの開催支援業務

都心エネルギーアクションプランの周知及び取組への参画、市民の意見聴取を目的  
に、「都心の低炭素で持続可能なまちづくり」をテーマとしたフォーラムの企画・運  
営支援・アンケート調査・記録の作成を行う。(フォーラムは200人規模を想定)。

(7) 報告書の作成

上記(1)～(6)の取組結果をまとめた報告書を作成し、札幌市に提出すること。

### 4 業務規模

6,200千円(消費税及び地方消費税10%を含む)を上限額とする。

※ 契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

※ 平成 28 年 11 月 18 日に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」等により、消費税及び地方消費税の税率が、業務完了日において 10%に引き上げられていることが見込まれるため、適用税率を 10%としている。なお、消費税引き上げ延期等により、業務完了日の適用税率が 10%でない場合は、別途、改定契約書の取り交わしを行う。

## 5 委託期間

契約締結日から 2020 年 3 月 26 日（木）まで

## 6 成果品

### (1) 報告書

ア A 4 判製本（図面等 A 3 判） 10 部（可能な限り古紙再生率 100%とする。）

イ A 4 判概要版 10 部（可能な限り古紙再生率 100%とする。）

ウ 電子データ 上記報告書の電子データを整理し、電子媒体（CD-R）で 1 組提出（PDF データに加え、Word、Excel、PowerPoint データ等作業可能なデータも提出すること。）

### (2) そのほか関連説明資料等 一式

## 7 参加資格

以下の要件すべてに該当するものに限る。グループ等で応募する場合も構成員全てにかかる要件である。なお、契約の相手方はグループ等の代表社（者）とし、他の構成員は協力会社（者）となる。

(1) 札幌市競争入札参加資格者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事更生法（平成 11 年法律第 225 号）

に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(5)を満たす必要があることに注意すること。

※ 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。

※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

## 8 企画提案を求める項目

- (1) 熱供給事業及び地域新電力事業の事業計画について

それぞれの事業の実施に向けた事業計画を策定するうえで有効な手法や、関係者との協議において重視すべき点について提案すること。

- (2) 都市開発誘導推進制度について

実効性の高い都市開発誘導推進制度とするために重視すべき点について提案すること。

- (3) アクションプランの各プロジェクトの検討・調整について

7つのプロジェクトの実施に向けて、重要となる関係者や調整すべき点について提案すること。

- (4) 独自提案について

本業務を実施するにあたり、提案者が必要、効果的と考える事柄について提案を行うこと。

## 9 申込方法

- (1) 提出書類

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること。（提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること。）

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること。（提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。）

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4判、1枚、様式1)

イ 業務従事者一覧(A4判、片面印刷、必要枚数、様式2)

ウ 類似・関連業務等実績一覧(A4判、片面印刷、必要枚数、様式3)

エ 業務体制の概要及び実施方法・スケジュール

(A4判、片面印刷、必要枚数、様式4)

オ 企画提案書(A3判横づかい、片面印刷、2枚以内、様式自由)

カ 業務費内訳書(積算書)(A4判縦づかい、片面印刷、必要枚数、様式自由)

(ア) 内訳として、「①直接人件費」、「②直接経費」、「③一般管理費」、「④消費税及び地方消費税」の4項目を記載すること。

(イ) ①、②、③の合計額に対して④を算出すること。

(ウ) ①の内訳として、前述の「3 業務内容」で定める(1)～(6)の6項目について、それぞれ直接人件費を記載すること。

(2) 提出方法及び提出先

郵送または持参にて以下に提出すること。

〒060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室(5階南側)

(3) 提出期限

2019年8月28日(水)12:00【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

- (ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。
- (イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社（者）の協力が予定されている場合についても記載すること。
- (ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。
- (エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには（○）を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

まちづくり計画やエネルギー計画など、本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について、差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載しても良い。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

- (ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。
- (イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 都心エネルギーマスタープラン

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/energy-index.html>

イ 都心エネルギーアクションプラン（検討会議案）

※ 「15 問い合わせ先」において配布

ウ 平成 29 年度 都心エネルギーアクションプラン策定支援及び主要プロジェクト  
検討業務 報告書

※ 「15 問い合わせ先」において配布

エ 平成 30 年度 都心エネルギーアクションプラン策定支援及び関連プロジェクト  
検討業務 報告書

※ 「15 問い合わせ先」において配布

オ 札幌都心エネルギープラン検討会議 資料及び会議記録

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/energy-index.html>

## 10 質問及び回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛に電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「令和元年度都心エネルギーアクションプラン関連プロジェクト調整業務 質問書」とし、2019年8月23日（金）12：00まで受け付けるものとする。

送付先電子メールアドレス：[ki.downtown@city.sapporo.jp](mailto:ki.downtown@city.sapporo.jp)

## (2) 質問に対する回答

質問者には随時回答するとともに、企画提案をいただく上で広く周知した方が良いと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

## 11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「令和元年度都心エネルギーアクションプラン関連プロジェクト調整業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、後述「**12 評価基準**」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

### (1) 一次審査（書類審査）

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、企画提案者全員に別途連絡する。なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

### (2) 最終審査（ヒアリング）

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1社（者）約30分（説明20分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。（一次審査の通過数により、1社（者）あたりのヒアリング時間は変更となる可能性がある。）

- エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。
- オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

- ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。
- イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。
- ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。
- エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール（予定）

- ア 一次審査（書類審査） 2019年8月29日（木）
  - イ 最終審査（ヒアリング） 2019年9月2日（月）
- ※ 上記スケジュールは変更となる場合がある。

## 12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点を超えた者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一時審査の結果は持ち越さないものとし、最終審査における実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が高かった場合は、評価の視点(1)～(4)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が1社(者)となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
-------	----



(1) 熱供給事業及び地域新電力事業の事業計画について ・事業計画を策定するうえで有効な手法や関係者との協議において重視すべき点について、事業の実現に繋がるような提案がされているか。	20
(2) 都市開発誘導推進制度について ・実効性の高い都市開発誘導推進制度とするために重視すべき点について、適切な提案がされているか。	20
(3) アクションプランの各プロジェクトの検討・調整について ・7つのプロジェクトの実施に向けて重要となる関係者や調整すべき点について、適切な提案がされているか。	20
(4) 独自提案について ・業務の目的を達成するにあたり、独自性があり、有効な提案となっているか。	20
(5) 業務実績、業務体制、業務スケジュールについて ・業務全体を円滑に進められると判断できる十分な業務実績があるか。 ・業務従事者の経験、実績等の妥当性、有効性の観点から、業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。 ・本市の求めに応じて、迅速に対応できる体制の提案となっているか。 ・業務の目的等を十分に理解した業務体制及び実施方法となっているか。 ・積算書は予算規模の範囲内で提案されているか、また予算の配分が適切か。 ・業務執行スケジュールに無理はないか。	10
(6) 企画提案書について ・企画提案書は分かりやすい表現を用い作成されているか。また、実現性に乏しい提案はなされていないか。	10
合計	100

### 13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

## 14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

## 15 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 (札幌市役所 5 階)

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：吉村、<sup>はげやま</sup>櫛山 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112